

= はじめに =

このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。

= 目 次 =

1. 重大事故情報 = 7件 (5月20日～5月26日分)
 - (1) 乗合バスが交差点で路面電車と接触した事故
 - (2) 乗合バスの車内事故
 - (3) 貸切バスの運転者が運転免許証の有効期間失効のまま乗務
 - (4) タクシーが対向してきた原動機付自転車と衝突した事故
 - (5) タクシーが交差点で二輪車と衝突した事故
 - (6) タクシーが交差点で乗用車と衝突した事故
 - (7) トラック運転者が酒気帯び運転で逮捕
2. 5月1日からアルコール検知器使用が義務化されました。
3. 安全対策に対する国の補助制度(平成23年度)(再周知)

【1. 重大事故情報 = 7件】(5月20日～5月26日分)

(1) 乗合バスが交差点で路面電車と接触した事故

5月21日午後0時35分頃、愛媛県において、乗合バスが乗客4名を乗せて運行中、交差点を右折しようとしたところ、対向してきた路面電車(乗客20名)と接触した。

この事故による負傷者はなし。

当該バスは、青信号で交差点に進入して対向車両の通過を待って、信号が黄色に変わり、赤になる直前に右折を開始したところ、当該交差点に直進進入してきた路面電車の前面左側と当該バスの左側面後方が接触した模様。

(2) 乗合バスの車内事故

5月23日午後1時35分頃、京都府において、乗合バスが運行中、赤信号で停車した後、青信号に従って当該バスを発車させたところ、席を立ち両替をしていた乗客(女性、86才)が転倒した。

この事故により、転倒した乗客が右大腿骨頸部骨折の重傷を負った。

事故当時、転倒した乗客は「大丈夫です。」といていたため、当該バスの運転者は、当該バスを発進させたが、その後、転倒した乗客から「動けないのでタクシーか救急車を呼んで。」と言われたため、当該バスを停車させ、救急車を

手配し、警察へ連絡した。

(3) 貸切バスの運転者が運転免許証の有効期間失効のまま乗務

5月22日午前10時20分頃、静岡県の貸切バスの営業所において、運行管理者が貸切バス運転者の運転免許証の有効期間を確認をしたところ、当該運転者の運転免許証の有効期間が5月19日で失効していることが判明した。

当該運転者は、5月20日は公休であったが、5月21日に有効期間が失効したまま貸切バスに乗務し、1日で520キロメートルを走行していた。

なお、当該事業者においては、運転者の運転免許証の有効期間をパソコンで管理し、定期的に更新の有無を記録していたが、点呼においては、運転免許証の携行は確認していたが、有効期間の確認は行っていなかった模様

(4) タクシーが対向してきた原動機付自転車と衝突した事故

5月19日午前1時30分頃、兵庫県において、タクシーが乗客1名を乗せて運行中、交差点を右折可の信号に従い右折しようとしたところ、対向してきた原動機付自転車が当該交差点に進入してきたため、この原動機付自転車は当該タクシーの左側前部に衝突した。

この事故により、衝突した原動機付自転車の運転者は、病院に搬送されたが死亡した。当該タクシーの乗客及び運転者に負傷はなし。

なお、衝突した原動機付自転車の運転者は、当該交差点の赤信号を無視して進入した模様。

また、この原動機付自転車に乗る直前まで飲食店において飲酒していた模様。

(5) タクシーが交差点で二輪車と衝突した事故

5月20日午前8時頃、神奈川県において、タクシーが乗客1名を乗せて運行中、交差点で左折しようとしたところ、当該タクシーの左側を走行していた二輪車と衝突した。

この事故により、二輪車の運転者が死亡した。

事故当時、当該タクシーの運転者は、交差点の手前で乗客から急に左折するよう指示を受けたため、ウインカーを出さずに左折を開始したところ、当該タクシーの左側を走行していた二輪車と衝突した模様。

(6) タクシーが交差点で乗用車と衝突した事故

5月22日午前9時55分頃、山形県において、タクシーが乗客4名を乗せて運行中、交差点で直進しようとしたところ、左側から当該交差点に進入してきた乗用車と衝突した。

この事故により、当該タクシーの乗客1名が重傷、3名が軽傷を負った。また、乗用車の運転者も軽傷を負った。

事故現場は、信号機のない交差点で、当該タクシーは、当該交差点を左折する予定であったが、運転者が乗客との会話に夢中になってしまい、交差する優

先道路の安全確認を行わずに直進した模様。

また、シートベルトについて、当該タクシーの助手席の乗客は装着していたが、後部座席の乗客3名については、当該タクシーの運転者がシートベルトを装着するよう指示していたが、シートベルトを装着していなかった模様。

(7)トラック運転者が酒気帯び運転で逮捕

5月23日午後11時20分頃、三重県的高速道路(片側二車線)において、トラックがワンボックス車に追突した。

この事故による負傷者はなし。

事故後、駆けつけた警察が当該トラックの運転者の酒気帯びの有無を確認したところ、呼気中に基準値を超えるアルコールが検出されたため、当該トラック運転者は道路交通法違反(酒気帯び運転)で逮捕された。

事故当時、現場は道路工事のため一車線に規制されていたため、渋滞しており、当該トラックもその渋滞の車列に並んでいた模様。

【2.5月1日からアルコール検知器使用が義務化されました。】

事業用自動車の運転者の飲酒運転を根絶するため、旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則の改正等により、本年5月1日から、自動車運送事業者の点呼において運転者の酒気帯びの有無の確認を行う際に、アルコール検知器を使用することを義務化しました。

アルコール検知器義務化の詳細については、下記URLをご覧ください。

(http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000038.html)

対象となる事業者

一般旅客自動車運送事業者

特定旅客自動車運送事業者

一般貨物自動車運送事業者

特定貨物自動車運送事業者

貨物軽自動車運送事業者

特定第二種貨物利用運送事業者

【3.自動車運送事業者における事故防止対策の支援のための補助制度(平成23年度)(再周知)】

自動車運送事業者における交通事故防止の取り組みを支援するため、衝突被害軽減ブレーキ等の導入、運行管理の高度化及び社内安全教育の実施に対して、国から補助金を交付します。

概要は次のとおりです。

1．実施する補助事業

(1) 先進安全自動車 (ASV) の導入に対する支援

以下に掲げる機器の取得に係る経費に対し補助を行います。

被害軽減ブレーキ

ふらつき注意喚起装置

車線逸脱警報装置

車線維持支援制御装置

車両横滑り時制御力・駆動力制御装置

(2) 社内安全教育の実施に対する支援

自動車運送事業者が事故防止のための社内安全教育を実施する際に外部専門家によるコンサルティングを利用する場合に対して補助を行います。

2．補助制度の内容

補助対象事業者、補助対象機器、申請方法等、補助制度の内容につきましては、下記のとおりです。

(1) 先進安全自動車 (ASV) の導入に対する支援：国土交通省のホームページの以下のページに内容が掲載されております。

(http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/01asv/esc_23.html)

(2) 社内安全教育の実施に対する支援：国土交通省のホームページの以下のページに内容が掲載されております。

(http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr2_000010.html)

3．補助制度の交付申請受付期間

交付申請受付期間につきましては、下記のとおりです。

(1) 先進安全自動車 (ASV) の導入に対する支援：

平成23年4月1日～平成24年1月31日

(2) 社内安全教育の実施に対する支援：

平成23年5月23日～平成23年7月1日

【メールマガジン「事業用自動車安全通信」】

発行 国土交通省自動車交通局安全政策課

*このメルマガについてのご意見は、< jiko-antai@mlit.go.jp >までお寄せください。

よくある質問（配信登録の解除方法等）

(<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/faq.html>)

【参考】

* 自動車交通局ホームページ

(<http://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html>)

* 自動車の不具合情報はこちら

最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことはありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

・ホームページ受付 (www.mlit.go.jp/RJ/)

・フリーダイヤル受付 0120-744-960

(平日9:30～12:00 13:00～17:30)

・自動音声受付 03-3580-4434 (年中無休・24時間)

* 自動車のリコール等の通知等があったときは！

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。